

委員の質問・意見について

意見・質問	市の考え
地域生活拠点事業について 羽曳野市地域自立支援推進会議において平成 27 年度より検討を進めています。国からも具体的な予算の裏付けがない中での検討となっております。 府のワーキングチームでの当面機能すべき機能として、①24 時間相談受付②緊急時の受入体制について、以下のような意見が推進会議でもされています。今後の審議の方向性としては、予算的な裏付けが必要と思います。 市としての予算の裏付けはいつごろされますか。 以下推進会議での意見 - 高い専門性を持った相談支援体制と 24 時間 365 日の受入体制 ・母と子の 2 人暮らしで母の緊急入院など、介護を担ってきた家族が倒れた場合の緊急対応 ・長期入院者の中には発達障害や、軽度の重複障害がある人たちも多く、病院だけの取り組みだけでなく、地域での専門的機関との連携が求められる。 ・夜間時の救急時には、最低 2 名の支援員での対応が必要 - 緊急時の受入が可能なショートステイ。 ・介護を担ってきた家族が倒れた場合、その日からすべての生活支援が必要となる。特に単身での生活が困難な重度障害の方の場合、緊急に利用できる夜間宿泊の場が無ければ、衣・食・住の生活すべてを維持することができない。現状では、空き状況を確認しながら、ショートステイを繋いでいるが、住まいの場の無い状況の中でその場しのぎの支援が続く状況は、心身ともに不安定であり御本人の負担は大きい。とりあえず、緊急ショートの	第 4 期障害福祉計画の成果目標の一つとして「平成 29 年度までに地域生活支援拠点等を整備」することを位置づけ、羽曳野市地域自立支援推進会議の全体会及び運営会議等において、その具体的検討をすすめてきたところです。そして、本市の障害福祉施策や地域資源の現状を踏まえ、当面、「面的整備」をめざすとの方針をお示しするとともに、地域生活支援拠点等の整備に必要な事業として、①基幹相談支援センターの設置、②緊急一時保護・体験の場の確保とともに地域移行コーディネーターの配置を図る「地域移行のための安心生活支援事業」（地域生活支援事業の任意事業）の実施に向けた予算確保の努力をしてきたところです。 しかしながら、現時点においてそれぞれの事業実施に向けた予算確保のメドが立っていないのが現状であり、担当部局としては事業内容の再検討を含め、「平成 32 年度までの地域生活支援拠点等の整備」にむけ予算確保に引き続き努力していきたいと考えています。 なお、地域生活支援拠点等の整備を待たず、必要な機能の整備・充実を図っていく観点から、審議会での指摘も踏まえ、緊急一時保護のための市及び事業所間の連携を図るための体制整備（マニュアル作成）にむけた「障害者の緊急一時保護等に関する調査」（平成 29 年 5 月実施。別添資料参照）を実施するとともに、介護保険事業所である小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当短期入所事業所及び基準該当生活介護事業所として活用していくための登録制度の整備、また、個々対応にとどまっていますが、市内の社会福祉法人に対し、短期入所事業所の開設を働きかけるなどの取り組みをすすめています。

場を確保できれば、その人なりにあった生活の組み立ても検討可能である。 (石本委員)	
地域生活拠点事業や地域移行支援、地域生活援助事業を進める上で、その場を確保することが必要です。住み慣れた地域の中で生活できるようにと検討をしますが、障がい者が生活する場へ地域からの不安は依然強いことが課題となっています。市としてどのように把握されていますか。 障害者差別解消法をはじめとする理解促進について具体的計画もお尋ねします。 (磯貝委員)	本市においては、大阪府より障害福祉サービス事業者・所の指定権限の移譲を受けていないことから、事業者の指定手続きは大阪府が窓口となっています。こうした関係から市が事前に把握しないまま、事業所が開設される場合もあり、事業所の設置に当たり地域住民等の理解が事前に得られているかどうか把握が困難な場合があります。また、こういったケースにおいて自治会役員等から当該事業所の開設について問い合わせ等があった場合に市として情報がなく、大阪府に問い合わせるなどをして状況を把握することとなっています。 こうした問題等が発生した場合に適切に対応するため、事業者には大阪府への指定申請に係る事前協議等の段階で、市への情報提供をお願いしているところです。 また、この間、地域の理解が得られず、事業計画を断念・変更せざるを得ないケースがある等の情報も把握しております。今回、実施した福祉アンケートの中で、障害当事者や保護者に障害者差別解消法の周知がすすんでいない状況が明らかとなり、市民への周知・理解もすすんでいないことが推測されるところです。 したがって、障害者計画の見直し（後期計画）に向けた審議を通じて、国・府・市の連携を図りながら、障害者差別解消法に基づく市民啓発の促進のための施策の具体化をすすめたいと考えています。